

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 26 年度羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）

## 平成 26 年度 羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度羽曳野市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,858 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 第 1 表 歳 入

### 歳 入

款	項
5 財産収入	
	1 財産運用収入
歳 入	合 計

## 歳 出 予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0 <small>千円</small>	1 <small>千円</small>	1 <small>千円</small>
0	1	1
54,857	1	54,858

### 歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
10,756 <small>千円</small>	1 <small>千円</small>	10,757 <small>千円</small>
10,756	1	10,757
54,857	1	54,858

1. 総括  
 歳入歳出補正予算  
 (歳入)

款	補正前の額 A 千円
5 財産収入	0
歳入合計	54,857

事項別明細書

補正額 B 千円	計 C (A + B) 千円
1	1
1	54,858

(歳出)

款	補正前の額 A 千円	補正額 B 千円	計 C (A + B) 千円
1 総務費	10,756	1	10,757
歳出合計	54,857	1	54,858

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源 千円
国(府)支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
		1	
		1	

## 2. 歳 入

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
	A	B	
1. 食肉安定供給対策基金運用収入	千円 0	千円 1	千円 1
計	0	1	1

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

節		説明
区分	金額	
1. 食肉安定供給対策基金運用収入	千円 1	食肉安定供給対策基金利子収入 千円

## 3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(府)支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	千円 10,756	千円 1	千円 10,757	千円 0	千円 0	千円 1	千円 0
計	10,756	1	10,757	0	0	1	0

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	千円 1	食肉安定供給対策基金積立金 千円